

衛生管理（感染症）まとめ

【感染症の分類】

① 法律上の分類による感染症の種類（感染症法で規定されている感染症）

一類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染力、罹患した場合の重篤性から危険性が極めて高い ・医師は診断後直ちに届け出の義務、患者に対する入院勧告を規定 ・省令で定める業務に従事してはならないことを規定（理・美容業を含む就業制限 → 病原体を保有しなくなるまで）
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ） 結核 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ（H5N1） 鳥インフルエンザ（H7N9） 中東呼吸器症候群（MERS）
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染力、罹患した場合の重篤性から危険性が高い ・医師は診断後直ちに届け出の義務、感染させる恐れの高い患者への入院勧告 ・省令で定める業務に従事してはならないことを規定（理・美容業を含む就業制限 → 病原体を保有しなくなるまで）
三類感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染力や、罹患した場合の重篤性などからみた危険性は高くないが、特定の職業への就業で、集団発生を起こしうる ・医師は診断後直ちに届け出の義務 ・省令で定める業務に従事してはならないことを規定（飲食物取扱い関係の就業制限 → 病原体を保有しなくなるまで）
四類感染症	A型肝炎 狂犬病 マラリア デング熱
	<ul style="list-style-type: none"> ・動物、飲食物などを介してヒトに感染し、国民の健康に影響をあたえる（ヒトからヒトへの直接の感染はない） ・医師は診断後直ちに届け出の義務 ・発生確認後、媒介動物の輸入規制、消毒、ネズミの駆除
五類感染症	インフルエンザ（鳥インフル、新型インフル等を除く） 後天性免疫不全症候群（エイズ） 梅毒 麻しん（はしか） B型肝炎 C型肝炎 風しん 百日せき
	<ul style="list-style-type: none"> ・国が調査を行い、情報を国民や医療機関に提供・公開し、発生や拡大を防止する感染症 ・医師は診断後7日以内に届出の義務

② 病原体の身体への侵入・媒介経路による分類

空気・飛沫を介する感染症	結核 ジフテリア インフルエンザ 百日せき 麻しん（はしか） 風しん 水痘
	<ul style="list-style-type: none"> ・飛沫や、空気中の粒子として、気道や粘膜から侵入し、感染、発病する ・飛沫が付着した衣類、布片などでも感染することが多いので、理容・美容業務では特に注意を要する
飲食物を介する感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 急性灰白髄炎（ポリオ） A型肝炎
	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体に汚染された食品や水などが、消化器官から侵入し、感染、発病する ・飲食物ではないが、患者の便に汚染された環境を介して感染する急性灰白髄炎（ポリオ） などもある
動物・節足動物が媒介する感染症	ペスト ラッサ熱 黄熱 狂犬病 マラリア 日本脳炎 デング熱
	<ul style="list-style-type: none"> ・動物（牛、豚、犬、ネズミ）や、節足動物（カ、ハエ、シラミ、ノミ、ダニ、ゴキブリ）を通じて、感染、発病する
血液等を介する感染症	後天性免疫不全症候群（エイズ） B型肝炎 C型肝炎 梅毒 破傷風
	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体が輸血や注射、性行為やけがにより粘膜や皮膚を通じて感染する

③ 病原体別の分類による感染症の種類

細菌によるもの	結核 腸管出血性大腸菌感染症 破傷風 梅毒 百日せき 細菌性赤痢 コレラ ジフテリア ペスト 腸チフス パラチフス
	クラミジアによるもの オウム病 リケッチアによるもの ツツガムシ病 マイコプラズマによるもの マイコプラズマ肺炎
ウイルスによるもの	重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 新型コロナウイルス感染症
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 後天性免疫不全症候群（エイズ） 急性灰白髄炎（ポリオ）
	インフルエンザ 日本脳炎 デング熱 狂犬病 麻しん 風しん A型肝炎 B型肝炎 C型肝炎 ラッサ熱 水痘 痘そう
寄生虫によるもの	原虫（げんちゅう） マラリア クリプトスポリジウム症 蠕虫（ぜんちゅう） アニサキス症 回虫症
真菌（カビ）によるもの	白癬（はくせん）

【微生物の種類】

人間に有益にはたらく微生物	・麹カビ（みそ、しょうゆ、酒の醸造） ・青カビ（ペニシリン） ・土壌菌（ストレプトマイシン）
人体に有害にはたらく微生物（病原微生物）	・感染症を起こす寄生虫（原虫・蠕虫）、細菌、リケッチア、クラミジア、マイコプラズマ、ウイルス

【微生物の形と大きさ】

細菌（3種）	①球菌	球形、楕円形	②桿菌（かんきん）	棒形	③らせん菌	らせん形
ウイルス	・球形、四角形、円筒形 などいろいろな形					

微生物の大きさ	細菌 > リケッチア > クラミジア > ウイルス
---------	---------------------------

【微生物の構造】

細菌の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの細菌は、外側を細胞壁に包まれた単細胞生物で、その内側には細胞膜に覆われた細胞質がある ・細菌は菌体にDNAとRNAの両方の核酸を持つ ・炭疽菌、破傷風菌などは、芽胞（かほう）、鞭毛（べんもう）をもっている。
細菌の成分	<ul style="list-style-type: none"> ・約80%が水分で、固形成分の約半分がタンパク質 ・細菌のタンパク質を加熱して凝固（ぎょうこ）させると菌が死ぬので、殺菌の重要な方法となっている
芽胞	<ul style="list-style-type: none"> ・炭疽菌、破傷風菌は、環境が生育に不適當な状態になると、細胞内に芽胞という耐久形をつくり、休眠状態（休眠型）になる（増殖している細菌を栄養型という） ・芽胞は熱や乾燥などに対して抵抗が強く、100℃の加熱にもかなりの時間耐えられる
鞭毛	<ul style="list-style-type: none"> ・桿菌、らせん菌の多くは鞭毛をもち、これを動かしてさまざまな運動を行う。

ウイルスの構造	<ul style="list-style-type: none"> ・核酸とそれを保護するたんぱく質の殻（カプシド）からできている ・核酸にはDNAとRNAの2種類があり、そのいずれか1種類だけをもっている ・ウイルスは、その生活環境に適応してしばしば変異を起こし、強毒または弱毒となる
---------	---

【微生物の増殖】

細菌の増殖	・菌体の2分裂によって行われる
ウイルスの増殖	・生きた細胞の中だけで発育、増殖する（ウイルスはそれ自体では増殖できない）

【細菌に対する環境の影響】

水分	・細菌の増殖には十分な水分が必要である	
pH（水素イオン指数）	<ul style="list-style-type: none"> ・細菌の生活するところが、酸性かアルカリ性か中性かということは、発育、増殖に大きく影響する ・多くの細菌に最適なpHは 中性 か 弱アルカリ性（pH7.0～7.4）である ・乳酸菌のように酸性を好むもの、コレラ菌のようにアルカリ性を好むものもある 	
温度	<ul style="list-style-type: none"> ・細菌の発育・増殖は温度によって大きな影響を受ける ・発育できる温度を発育温度、その中で最も適した温度を至適温度という ・多くの病原菌の発育温度は15～45℃、至適温度は37℃前後である 	
酸素	・細菌の増殖は酸素の有無によって著しい影響を受ける	
	好気性菌	・発育に酸素が必要 （結核菌）（百日せき菌）
	嫌気性菌	・酸素の存在が有害で、酸素があると発育できないか死滅する （破傷風菌）
	通性嫌気性菌	・酸素があってもなくても発育できる （腸内細菌等）
紫外線	・細菌の発育に紫外線は有害で、直射に合うと細菌は、死滅する	